

厚生労働省発基安0309第1号

平成30年3月9日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙1「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び別紙2「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 製造等の禁止の除外等

次に掲げる物で厚生労働省令で定めるもの及びこれらをその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿分析用試料等」という。）を製造等が禁止される物から除外するとともに、石綿分析用試料等を製造する場合には厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととすること。

1 石綿の分析のための試料の用に供される石綿

2 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿

3 1又は2の原料又は材料として使用される石綿

第二 作業主任者を選任すべき作業等の追加

作業主任者を選任する対象作業、作業環境測定を行う対象作業場及び有害な業務に従事する労働者に対して行う健康診断の対象業務として、石綿分析用試料等を製造する作業等を追加すること。

第三 名称等の表示又は通知の対象となる物の追加

譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならぬ物として、第一の1から3まで

に掲げる物で第一の厚生労働省令で定めるもの及びこれらを含む製剤その他の物を追加すること。

第四 施行期日等

- 一 この政令は、平成三十年六月一日から施行すること。
- 二 この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこと。

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 石綿障害予防規則の一部改正

一 石綿分析用試料等の製造に係る措置の実施

1 事業者は、石綿分析用試料等を製造する作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとする。

2 事業者は、石綿分析用試料等を製造する作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場以外の場所に休憩室を設けなければならないものとする。

3 事業者は、石綿分析用試料等を製造する作業場及び2の休憩室の床を水洗等によって容易に掃除でききる構造のものとしなければならないものとする。

4 事業者は、石綿分析用試料等を製造する作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがい設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければならないものとする。

5 事業者は、石綿分析用試料等を製造する作業に使用した器具、工具、足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならないものとする。ただし、廃棄のため、容

器等に梱包したときは、この限りでないものとする。

6 事業者は、石綿分析用試料等を製造する作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならないものとする。

7 事業者は、石綿分析用試料等を製造する作業場には、石綿分析用試料等を製造する作業場である旨等の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならないものとする。

8 事業者は、石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに労働者の氏名等の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から四十年間保存するものとする。

9 事業者は、石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期的に、業務の経歴の調査等の項目について医師による健康診断を行わなければならないものとする。

10 事業者は、石綿分析用試料等を製造する作業場には、石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならないものとする。

11 石綿分析用試料等を製造する事業者は、事業を廃止しようとするときは、石綿関係記録等報告書等を所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

二 石綿分析用試料等の製造等

1 石綿分析用試料等に該当するための要件は、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定めるものとする。

- (一) 製造し、輸入し、又は使用しようとする場合 あらかじめ労働基準監督署長に届け出られたもの
- (二) 譲渡し、又は提供しようとする場合 石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器が使用され、又は確実な包装がされたもの

2 石綿分析用試料等の製造の許可は、当該石綿分析用試料等を製造するプラントごとに行うものとし、製造に関する基準は次のとおりとすること。

- (一) 製造する設備は、密閉式の構造のものとする。ただし、密閉式の構造とすることが作業の性質上著しく困難である場合において、ドラフトチェンバー内部に当該設備を設けるときは、この限りでないこと。

- (二) 製造する設備を設置する場所の床は、水洗によって容易に掃除できる構造のものとする。
- (三) 製造する者は、石綿分析用試料等による健康障害の予防について、必要な知識を有する者であること。
- (四) 容器については、石綿分析用試料等の粉じんが発散するおそれがないように堅固なものとし、かつ、当該容器の見やすい箇所に、当該石綿分析用試料等が入っている旨を表示すること。
- (五) 保管については、一定の場所を定め、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。
- (六) 製造する者は、保護前掛及び保護手袋を使用すること。
- (七) 製造する設備を設置する場所には、石綿分析用試料等の製造作業中関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

三 局所排気装置等の要件の見直し

局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の要件について、石綿の分析の作業に労働者を従事させる場合において、排気口からの石綿等の粉じんの排出を防止するための措置を講じたときは、排気口を屋外に設けなくてもよいものとする。

四 その他

様式の改正等、所要の規定の整備を行うこと。

第二 労働安全衛生規則の一部改正

一 計画の届出等

1 石綿等の試験研究のための製造、輸入又は使用の許可の申請又は石綿分析用試料等の製造の許可の申請をした者が行う石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備の設置については、労働安全衛生法（以下「法」という。）第八十八条第一項の規定による届出は要しないものとする
こと。

2 法第八十八条第一項の規定による届出の対象である石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備に係る届出事項について、石綿分析用試料等を製造する業務の概要を追加すること。

二 名称等の表示又は通知の対象となる物の追加

譲渡又は提供の際にその名称等を表示又は通知しなければならない物のうち、労働安全衛生法施行令別表第九に掲げる物を含む製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものとして、石綿（次に掲げ

る物で第一の二の1の(一)又は(二)に定めるものに限る。)を含有する製剤その他の物で当該石綿の含有量がその重量の〇・一パーセント以上であるものを定めること。

1 石綿の分析のための試料の用に供される石綿

2 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿

3 1又は2の原料又は材料として使用される石綿

三 プッシュプル型換気装置についての措置

注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者にプッシュプル型換気装置を使用させるるとき(有機溶剤中毒予防規則第五条若しくは第六条第二項又は粉じん障害防止規則第四条若しくは第二十七条第一項ただし書の規定により請負人がプッシュプル型換気装置を設けなければならない場合に限る。)は、当該プッシュプル型換気装置の性能については、有機溶剤中毒予防規則第十六条の二又は粉じん障害防止規則第十一条に規定する基準に適合するものとしなければならないものとする。

第三 関係省令の改正

関係省令について所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成三十年六月一日から施行すること。

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。